

223 「枢密院議長原嘉道他三十一名、教育審議会及び文政審

議会の職員として功績顕著に付銀杯又は木杯下賜の件允

裁」抄録
〔昭和十七年五月〕

(佐野)

回

枢密院議長原嘉道外三十一名賜杯ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十七年五月四日

内閣総理大臣 東條英機 印

(注記2)

(注記1)

昭和十七年五月一日 内閣書記官長 花押 (星野) 内閣書記官 (楠田) (渡上)

内閣総理大臣 花押 (東条) 賞勳局総裁 印

枢密院議長從二位勲一等原嘉道外三十一名ハ教育審議会及文政
審議会ノ職員トシテ文政ノ進展ニ貢献シタル功績顕著ノ者ニ付
別紙各頭書ノ通銀杯又ハ木杯下賜セラレ度此段允裁ヲ仰ク

賞	賜官	職位	勲功爵氏	名
銀杯老組(第四号)	枢密院議長	從二一	原嘉道	原嘉道
同	枢密院副議長	正二一	三男	鈴木貫太郎
木杯老組台附(第五号)	文部大臣	從三二	橋田邦彦	橋田邦彦
木杯老組台附(第七号)	枢密顧問官	從二一	松浦鎮次郎	松浦鎮次郎
銀杯老組(第四号)		從二一	伯林博太郎	伯林博太郎
木杯老組台附(第七号)	東京女子高等師範学校長	從三二	下村壽一	下村壽一

同	木杯老組台附(第六号)	東京帝国大学教授	正三	三	田中穂積
同	木杯老組台附(第五号)	東京帝国大学教授	従七	一	後藤文夫
同	木杯老組台附(第五号)	東京帝国大学教授	従三	二	佐々井信太郎
同	木杯老組(第四号)	東京帝国大学教授	従四	二	穂積重遠
同	木杯老組台附(第六号)	桐生高等工業学校校長	正五	三	添田敬一郎
同	木杯老組台附(第五号)	桐生高等工業学校校長	正三	二	安藤正純
同	木杯老組台附(第六号)	横浜高等商業学校校長	正三	二	森岡常藏
同	木杯老組台附(第五号)	横浜高等商業学校校長	従三	二	佐藤寛次
同	木杯老組台附(第六号)	東京農業教育専門学校校長	従三	二	西田博太郎
同	木杯老組台附(第五号)	東京農業教育専門学校校長	従三	二	田尻常雄
同	木杯老組(第四号)	東京帝国大学総長	従三	一	上原種美
同	同	東京帝国大学総長	正五	四	三國谷三四郎
同	同	東京帝国大学総長	正三	三	香坂昌康
同	同	東京帝国大学総長	従三	三	平賀昌讓
同	同	東京帝国大学総長	正三	二	小泉信三
同	同	東京帝国大学総長	正三	二	關屋龍吉
同	同	東京帝国大学総長	正三	二	野村益三
同	同	東京帝国大学総長	従四	四	西村房太郎
同	同	東京帝国大学総長	従四	四	藤野 惠
同	同	東京帝国大学総長	従四	三	伊東延吉
同	同	東京帝国大学総長	正四	三	菊池豊三郎
同	同	東京帝国大学総長	正四	三	安達 禎
同	同	東京帝国大学総長	従四	三	中根秀雄
同	同	東京帝国大学総長	従五	六	内山良男
同	同	東京帝国大学総長	正六	六	松岡忠一
同	同	東京帝国大学総長	正四	二	船越源一
同	同	東京帝国大学総長	正七	七	

(注記4)

内閣閣勅第三六四号
 昭和十七年四月三十日
 内閣書記官長 星野直樹 印

賞勳局総裁 瀬古保次殿

申 牒

枢密院議長原嘉道外三十一名ハ教育審議会及文政審議会ノ職員トシテ文政ノ進展ニ貢献シタル功績顕著ナル者ニ付頭書ノ通賜杯ノ儀詮議相成度

銀杯一組	枢密院議長 從二位勳一等	原 嘉 道
同	枢密院副議長 正一位勳一等 功三級男爵	鈴木貫太郎
同	文部大臣 從三位勳二等	橋田 邦 彦
同	枢密顧問官 從二位勳一等	松浦鎮次郎
同	從二位勳一等伯爵	林 博 太郎
同	東京女子高等師範学校校長 從三位勳二等	下村 壽 一
同	勳三等	田 中 穂 積
同	正三位勳一等	後藤文夫
同	從七位	佐々井信太郎
同	東京帝国大学教授 從三位勳二等男爵	穂積重遠
同	從四位勳二等	添田敬一郎
同	正五位勳三等	安藤正純
同	東京文理科大学長 正三位勳二等	森岡常藏
同	東京農業教育専門学校校長 正三位勳二等	佐藤寛次
同	桐生高等工業学校校長 從三位勳二等	西田博太郎
同	横浜高等商業学校校長 從三位勳二等	田尻常雄
同	東京農業教育専門学校校長 從二位勳二等	上原種美
同	師範学校校長 正五位勳四等	三國谷三四郎
同	從三位勳三等	香坂昌康
同	東京帝国大学総長 從三位勳一等	平賀 讓
同	國民精神文化研究所員 正三位勳二等	關屋龍吉
同	正三位勳二等子爵	野村益三
同	公立中学校校長 從四位勳四等	西村房太郎
同	教学局長官 從四位勳三等	藤野 惠

木杯一組台附	国民精神文化研究所員正四位勲三等	伊東延吉
木杯一組	文部次官正四位勲三等	菊池豊三郎
木杯一組	旅順工科大学長從四位勲三等	安達 禎
同	教学局書記官從五位勲六等	中根 秀雄
同	文部書記官正六位	内山 良男
同	国民鍊成所指導官正四位勲二等	松岡 忠一
木杯一組	正七位勲七等	船越 源一

教育審議会ハ昭和十二年十二月「文物ノ進運及中外ノ情勢^(注記)ニ鑑ミ国本ヲ無窮ニ培ハンガ為内閣ニ委員会ヲ設置シ教育ノ内容及制度ヲ審議シ其ノ刷新振興ヲ図ラシム」トノ優渥ナル 上諭ノ下ニ内閣ニ設置セラレ總裁一人委員六十五名臨時委員八名ヲ以テ組織サレ内閣總理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ教育ノ刷新振興ニ関スル重要事項ヲ調査審議シ又此等ノ事項ニ関シ内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得ルモノニシテ昭和十二年十二月二十三日第一回總會ニ於テ内閣總理大臣ヨリ發セラレタル諮問「我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施方策如何」ニ付審議ヲ始メ爾來昭和十六年十月十三日第十四回總會ニ於テ諮問事項ニ関スル答申及建議ヲ了スルニ至ル迄三年十一箇月二亘リテ慎重審議ヲ遂ゲ七件二亘ル答申並ニ四事項ニ関スル建議ヲ致シ以テ教育ノ刷新振興上重要ナル諸方策ノ解決ニ寄与シタルハ其ノ業績洵ニ著大ナリトス

今教育審議会ノ經過概要ヲ表示スレバ次ノ如シ

教育審議会ノ經過

一、諮問第一号ニ対スル答申

- 1 青年学校義務制実施ニ関スル件 昭和十三年七月十五日答申
- 2 国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件 昭和十三年十二月八日答申
- 3 中等教育ニ関スル件 昭和十四年九月十四日答申
- 4 高等教育ニ関スル件 昭和十五年九月十九日答申
- 5 社会教育ニ関スル件 昭和十六年六月十六日答申
- 6 各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件 同 右
- 7 教育行政及財政ニ関スル件 昭和十六年十月十三日答申

二、建議

- 1 国語ニ関スル件 昭和十三年十二月八日建議
- 2 国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速実施ニ関スル件 昭和十六年十二月十三日建議
- 3 諮問機関設置ニ関スル件 昭和十六年十二月十三日建議
- 4 教育尊重ニ関スル件 同 右

三、會議經過

回数	年月日	審議事項
總會(総回数一四)		
第一回一第	自昭和十三年十二月廿三日	教育審議会諮問第一号ノ審
八回	至同 年四月十四日	議

第九回	昭和十三年七月十五日	青年学校教育義務制実施ニ 関スル件答申可決
第一〇回	同 年十二月八日	国民学校、師範学校及幼稚 園ニ関スル件答申可決 国語ニ関スル建議可決
第一一回	昭和十四年九月十四日	中等教育ニ関スル件答申可 決
第二二回	同 十五年九月十九日	高等教育ニ関スル件答申可 決
第二三回	同 十六年六月十六日	社会教育ニ関スル件及各種 学校其ノ他ノ事項ニ関スル 件答申可決
第一四回		教育行政及財政ニ関スル件 答申可決 教育尊重ニ関スル建議外ニ 建議可決
特別委員会 (総回数六一)		
第一回―第 二三回	自昭和十三年四月十四日 至同 年十一月廿五日	国民学校、青年学校、師範 学校及幼稚園
第二四回― 第三三回	自昭和十三年十一月三十日 至同 十四年七月廿五日	中等学校及高等学校
第三四回― 第五〇回	自昭和十四年九月二十日 至 十五年七月八日	大学、専門学校並ニ中等学 校教員、高等学校教員及師 範学校教員ノ養成及検定
第五一回― 第五六回	自昭和十五年十月二日 至同 十六年五月十六日	社会教育、各種学校其ノ他 ノ事項
第五七回― 第六一回	自昭和十六年六月四日 至同 年十月一日	教育行政及財政建議事項

整理委員会 (総回数一六九)		
第一回―第 三〇回	自昭和十三年六月十七日 至同 年十一月廿五日	国民学校、青年学校、師範 学校及幼稚園
第一回―第 四一回	自昭和十三年十二月廿三日 至同 十四年七月廿五日	中等学校及高等学校
第一回―第 五二回	自昭和十四年十一月十日 至同 十六年五月七日	大学、専門学校並ニ中等学 校教員、高等学校教員及師 範学校教員ノ養成及検定、 各種学校及雑件
第一回―第 三一回	自昭和十五年十月廿三日 至同 十六年四月十八日	社会教育
第一回―第 一五回	自昭和十六年六月二十日 至同 年九月廿四日	教育行政及財政建議事項

以上ノ答申並ニ建議ハ我が国教学ノ本旨ニ則リ時代ノ要望ニ応
ジ教育ノ内容及制度ニ全面的刷新ヲ加フルモノニシテ教育ノ全
般ニ涉リテ其ノ嚮フ所ヲ皇国ノ道ニ帰一セシメ其ノ修練ヲ重シ
ジク皇国ノ重大使命ヲ負荷スルニ足ルベキ大国民ノ陶冶鍊成
ヲ完ウセンコトヲ期セリ又我が国教育ノ本義並ニ時運ノ進展ニ
照シテ刷新ヲ必要トスル幾多ノ須要ナル事項ヲ議決シテ多年ノ
教育上ノ懸案ヲ解決セリ

答申及建議ノ成果ニ関シテハ文部省ニ於テ既ニ青年学校教育義
務制ニ付テハ昭和十四年度ヨリ、国民学校制度ニ付テハ昭和十
六年度ヨリ夫々之ヲ実施シ、師範学校制度ノ刷新ニ付テハ昭和
十八年度ヨリ実施ノ計画ヲ立テ閣議ノ決定ヲ見タリ、更ニ中等
教育、高等教育、社会教育教育行政及財政等ニ関スル事項ノ答

申及建議ニ関シテモ既ニ其ノ一部ニ付実施シタルモノ少カラズ尚之ガ全般の実施ニ関シ目下關係局課ニ於テ鋭意調査研究中ニ屬セリ

叙上ノ如ク教育審議會ハ我方国教育上重要ナル事項ノ調査審議ニ当リ總裁及委員ハ上諭ノ聖旨ヲ奉体シテ至誠周到事ニ膺リ慎重審議ヲ遂ゲ国家ノ大局ヨリ事案ノ解決ニ努メ、又文部大臣ハ調査資料ヲ提供シ親シク會議ニ出席シテ審議ニ協力シ議案ノ解決ニ尽瘁シ、又幹事長、幹事及書記ハ恪勤精勵克ク二百四十四回ニ亘ル會議ノ庶務ヲ整理シ會務ノ遂行ニ遺憾ナカラシムル等各員協力一致シテ国家緊急ノ要請ニ応ヘ以テ我方教育ノ刷新振興ニ甚大ナル貢獻ヲ効セルモノニシテ其ノ勞功洵ニ顯著ナルヲ認ム而シテ別記名簿ノ者ハ關係者中最モ著績アルヲ確認セララルニ付此際各頭書ノ通賜杯ノ榮ヲ与ヘラルル様御詮議相成度右稟申ス

昭和十七年四月廿四日

文部大臣 橋田邦彦 印

内閣総理大臣 東條英機殿

副 申

(注記6)

文政審議會ハ大正十三年四月勅令第八十五号ヲ以テ設置セラレ内閣総理大臣ヲ總裁トシ文部大臣及委員中ノ一人ヲ副總裁トシ委員五十人以内ヲ以テ組織シ内閣総理大臣監督ノ下ニ其ノ諮詢ニ応ジテ国民精神ノ作興、教育ノ方針、其ノ他文政ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議シ又此等ノ事項ニ関シ内閣総理大臣ニ建議

スルコトヲ得ルモノニシテ設置以來昭和十年十二月勅令第三百二十二号ヲ以テ廃止セラルルニ至ル迄十有一年ノ久シキニ互リ其ノ諮詢事項十四件ニ対シ何レモ克ク慎重審議ヲ遂ゲ文政上重要ナル諸案件ノ解決ニ寄与セルノ功洵ニ顯著ナルモノアリ今文政審議會ノ諮詢事項及其ノ經過概要ヲ表示スレバ左ノ如シ

文政審議會諮詢事項

号	件名	諮詢		答申		実施		開會数	
		年月日	年月日	年月日	年月日	總會	特別委員會		
第一号	小学校令改正ノ件 (義務教育年限延長実施)	大正十三年 五月三日	大正十三年 十月十八日 (撤回)						
第二号	中等教育改善ノ為 中等教科書ノ標準 編纂ノ件	同 上	同 上 (撤回)						
第三号	師範教育ノ改善充 実ニ関スル件	大正十三年 十二月二日	大正十三年 十二月廿五日 附帶(撤消) (撤消)	大正十四年 四月		二		六	
第四号	学校ニ於ケル教練 ノ振作ニ関スル件	同 年 十二月十日	同 十四年 一月十一日 (希望事項付)	同 上		二		五	
第五号	幼稚園令制定ノ件	同 十四年 十二月九日	同 十五年 一月十三日 (一部修正)	同 十五年 四月		二		五	
第六号	高等小学校制度ノ 改善ニ関スル件	同 上	同 上	同 上					

第七号	青年訓練ニ関スル件	同十四年十二月十日	同十五年一月十四日 (附審決議)	同上	二	二
第八号	大学令改正ニ関スル件	同十五年十二月四日	同十五年十一月十一日 (提案通り)	昭和三年一月	四	二
第九号	師範教育制度改正ニ関スル件	同上	同上 (一部修正希 望事項付)	第一、二項 ハ未実施 第三項ハ昭和五年三月		
第十号	学位令改正ニ関スル件	昭和二年十月十七日	昭和三年三月三十日	未実施	二	三
第十一号	中学校教育改善ニ関スル件	昭和三年九月廿八日	昭和四年六月二十日 (一部修正希 望事項付)	昭和六年四月	二	二五
第十二号	師範教育改善ニ関スル件	同五年十二月四日	同五年十二月廿三日 (希望事項付)	同六年六月	三	四
第十三号	大阪帝国大学創設ニ関スル件	同六年四月九日	同六年四月十四日 (希望事項付)	同六年六月	二	一
第十四号	青年学校制度制定ニ関スル件	同十年一月十二日	同十年一月廿一日 (一部修正希 望事項付)	同十年四月	三	三

総会 二十四回
特別委員会 五十六回
合計 八十回

叙上ノ如ク文政審議会ハ我が国教育上重要ナル事項ノ調査審議ニ当リ、総裁、副総裁及委員以下至誠周到事ニ従ヒ各員其ノ淵博ナル識見ヲ傾倒シ協力一致大局ヨリ事案ノ解決ニ努メ以テ我が国文政ノ進運ニ貢献ヲ効セルモノニシテ其ノ効績洵ニ顕著ナルヲ認ム又幹事長幹事及書記ハ恪勤精勵事ヲ執リ克ク会議ニ関スル庶務ヲ整理シ会務ノ進行ニ遺憾ナカラシメタルモノニシテ其ノ労功亦逸スベカラザルモノアリ

今般教育審議会関係者行賞ノ儀稟申ノ処教育審議会ト同ジク文政上重要ナル責務ヲ遂行セル文政審議会ニ就キテモ併セテ何分ノ行賞御詮議相成度右副申ス

〔表紙〕
一教育審議会関係者行賞名簿一

総裁

擬賞	擬賞	擬賞
銀杯一組	銀杯一組	銀杯一組
一年	二年	三年
五月弱	五月弱	五月弱
一	委員	委員
一	二月	二月
四六	一三二	一三二
一四	一三	一三
同右	枢密院副議長	枢密院副議長
親	親	親
正二	從二	從二
旭	旭	旭
三男		
鈴木實太郎	原嘉道	原嘉道

(中略)

教育審議会ハ昭和十二年十二月「文物ノ進運及中外ノ情勢ニ鑑ミ国本ヲ無窮ニ培ハンガ為内閣ニ委員会ヲ設置シ教育ノ内容及制度ヲ審議シ其ノ刷新振興ヲ図ラシム」トノ優渥ナル上諭ノ下ニ内閣ニ設置セラレ総裁一人委員六十五名臨時委員八名ヲ以テ組織サレ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ教育ノ刷新振興ニ関スル重要事項ヲ調査審議シ又此等ノ事項ニ関シ内閣総理大臣ニ建議スルコトヲ得ルモノニシテ昭和十二年十二月二十三日第一回総会ニ於テ内閣総理大臣ヨリ発セラレタル諮問「我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何」ニ付審議ヲ始メ爾來昭和十六年十月十三日第十四回総会ニ於テ諮問事項ニ関スル答申及建議ヲ了スルニ至ル迄三年十一月二日ニ互リテ慎重審議ヲ遂ゲ七件ニ互ル答申並ニ四事項ニ関スル建議ヲ致シ以テ教育ノ刷新振興上重要ナル諸方策ノ解決ニ寄与シタルハ其ノ業績洵ニ著大ナリトス

教育審議会ハ昭和十二年十二月ヨリ昭和十三年四月ニ至ル迄總會ヲ開クコト八回ニシテ一応諮問事項ニ関スル各委員ノ総括的意見ノ開陳ヲ了シ昭和十三年四月十四日第八回総会ニ於テ総裁ヨリ三十名ノ特別委員指名セラレ之ニ答申案ノ作成ヲ付託セリ

特別委員会ハ審査ヲ学校教育ニ関スル事項、社会教育ニ関スル事項並ニ教育行政及財政ニ関スル事項等ニ分チテ逐次審査ヲ行ヒ先ヅ初等教育、師範学校教育及青年学校教育ニ関シ會議ヲ重ネルコト十七回ニ及ビ一応審議終了後九名ノ整理委員ニ右三方策ノ答申案作成ヲ付託セリ

整理委員会ハ五回ニ互リテ文部省提示ノ「男子青年ニ対スル青年学校教育義務制実施案要綱」ニ付審査ヲ遂ゲ之ヲ特別委員会ニ報告シ昭和十三年七月六日第十八回特別委員会ニ於テ「青年学校教育義務制実施ニ関スル件答申案」ヲ審査決定シ同年七月十五日第九回総会ヲ開キ同答申案ヲ可決シテ之ヲ答申セリ

更ニ同整理委員会ハ初等教育及師範学校教育ニ関スル審査ニ入り二十四回ニ互リテ慎重審議ヲ遂ゲ「国民学校ニ関スル要綱」「師範学校ニ関スル要綱」及「幼稚園ニ関スル要綱」ノ成案ヲ議了シ之ヲ一括シテ特別委員会ニ報告シ特別委員会ヲ開クコト三回昭和十三年十一月二十五日第二十三回特別委員会ニ於テ「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件答申案」ヲ可決シ同年十二月八日第十回総会ヲ開キ同答申案ヲ決定シテ之ヲ答申セリ尚当日「國語ニ関スル建議案」ヲ審議可決シテ之ヲ政府へ建議セリ

次ニ特別委員会ハ中等教育ニ関スル審査ニ進ミ七回ニ互リテ會議ヲ開キタル後十一名ノ整理委員ニ中等教育ニ関スル答申案ノ作成方ヲ付託セリ同整理委員会ハ四十回ニ互リテ慎重審議ヲ重ネ「中等学校ニ関スル要綱」及「高等学校ニ関スル要綱」ノ成案ヲ議了シ之ヲ特別委員会ニ報告シ昭和十四年七月二十五日第三十三回ノ特別委員会ニ於テ「中等教育ニ関スル件答申案」ヲ決定シ同年九月十四日第十一回総会ニ於テ同答申案ヲ可決シ之ヲ答申セリ

次ニ特別委員会ハ同年九月二十日ヨリ三回ニ互リテ中等学校入学者選抜ニ関スル件ニ付審議セル後高等教育及学位制度ニ関ス

ル審査ニ進ミ十一回ニ互リテ会議ヲ開キタル後十五名ノ整理委員ニ高等教育及学位制度ニ関スル答申案作成方ヲ付託セリ同整理委員会ハ前後四十一回ノ多キニ互リテ慎重審議ヲ遂ゲ「大学ニ関スル要綱」「専門学校ニ関スル要綱」並ニ「中等学校教員高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱」ノ成案ヲ議了シ之ヲ特別委員会ニ報告シ特別委員会ヲ開クコト三回昭和十五年七月八日第五十回特別委員会ハ之ヲ一括シテ「高等教育ニ関スル件答申案」トシテ決定シ同年九月十九日第十二回総会ニ於テ右答申案ヲ可決シ之ヲ答申セリ

次ニ特別委員会ハ社会教育ニ関スル審査ニ進ミ四回ニ互リテ審議ノ後十五名ノ整理委員ニ社会教育ニ関スル答申案ノ作成ヲ付託セリ同整理委員会ハ三十一回ニ互リテ会議ヲ開キ「社会教育一般ニ関スル要綱」「青年学校ニ関スル要綱」「青少年団ニ関スル要綱」「成人教育ニ関スル要綱」「家庭教育ニ関スル要綱」及「文化施設ニ関スル要綱」ノ成案ヲ議了セリ尚曩ニ設ケラレタ高等教育ニ関スル整理委員会ハ更ニ各種学校及其ノ他ノ事項ニ関シ前後十一回ニ互リテ審議ヲ進メ「各種学校ニ関スル事項」「私立学校ニ関スル事項」「学校間ノ連絡ニ関スル事項」及「興亜教育ニ関スル事項」ノ成案ヲ議了シ右整理委員会ノ成案ヲ一括之ヲ特別委員会ニ報告セリ依ツテ特別委員会ヲ開クコト二回昭和十六年五月十六日第五十六回特別委員会ニ於テ「社会教育ニ関スル件答申案」「各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件答申案」ヲ決定シ之ヲ総会ニ報告シ同年六月十六日第十三回総会ニ於テ同答申案ヲ可決シ之ヲ答申セリ

教育審議会ハ以上ヲ以テ学校教育社会教育等ニ関スル答申ヲ了シタルヲ以テ更ニ特別委員会ハ教育行政及財政ニ関スル審議ニ入り四回ニ互リテ会議ヲ開キタル後十五名ノ整理委員ニ教育行政及財政ニ関スル答申案ノ作成方ヲ付託セリ同整理委員会ハ十五回ノ会議ヲ重ネ「教育行政及財政ニ関スル要綱」並ニ「国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速実施ニ関スル建議」「諮詢機関設置ニ関スル建議」「教育尊重ニ関スル建議」ノ成案ヲ議了シ之ヲ特別委員会ニ報告シ同年九月二十四日第六十一回特別委員会ニ於テ「教育行政及財政ニ関スル答申案」並ニ「建議案」ヲ決定シテ之ヲ総会ニ報告シ昭和十六年十月十三日第十四回総会ニ於テ之ヲ可決シ答申及建議ヲ了シタリ

以上ヲ以テ教育審議会ハ諮問事項ニ関スル答申及建議ノ全部ヲ了シタルガ其ノ範圍ガ教育ニ関スル内容及制度ノ全般ニ互リタルト時局ノ進展ニ伴ヒ我が国ノ使命ノ重大ヲ加フルニ稽フル所アリタルトニ因リ審議ノ促進ヲ図リタルモ尚會議ヲ開クコト二百四十四回ノ多キニ及ベリ而シテ此等ノ答申並ニ建議ハ我が国教學ノ本旨ニ則リ時代ノ要望ニ応ジ教育ノ内容及制度ニ全面的刷新ヲ加フルモノニシテ教育ノ全般ニ涉リテ其ノ嚮フ所ヲ皇國ノ道ニ帰一セシメ其ノ修練ヲ重ンジ克ク皇國ノ重大使命ヲ負荷スルニ足ルベキ大国民ノ陶冶鍊成ヲ完ウセンコトヲ期セリ又我が国教育ノ本義並ニ時運ノ進展ニ照シテ刷新ヲ必要トスル幾多ノ須要ナル事項ヲ議決シテ多年ノ教育上ノ懸案ヲ解決セリ
答申及建議ノ成果ニ関シテハ文部省ニ於テ既ニ青年学校教育義務制ニ付テハ昭和十四年度ヨリ、国民学校制度ニ付テハ昭和十

六年度ヨリ夫夫之ヲ実施シ、師範学校制度ノ刷新ニ付テハ昭和十八年度ヨリ実施ノ計画ヲ立テ閣議ノ決定ヲ見タリ更ニ中等教育、高等教育、社会教育、教育行政及財政等ニ関スル事項ノ答申及建議ニ関シテモ既ニ其ノ一部ニ付実施シタルモノ少カラズ尚之ガ全般的実施ニ関シ目下関係局課ニ於テ鋭意調査研究中ニ屬セリ

叙上教育上重要ナル事項ノ調査審議ニ当リテ総裁及委員ハ上諭ノ聖旨ヲ奉体シテ至誠周到事ニ膺リ慎重審議ヲ遂ゲ協力一致シテ国家ノ大局ヨリ事案ノ解決ニ努メタルハ我が国教育ノ刷新振興ニ貢献スル所大ナルモノニシテ其ノ功績洵ニ顯著ナリトス文部大臣ハ調査資料ヲ提供シ親シク會議ニ出席シテ審議ニ協力シ議案ノ解決ニ尽瘁シタルハ其ノ功績洵ニ顯著ナリトス又幹事長、幹事及書記ハ恪勤精勵克ク二百四十四回ニ亙ル會議ノ庶務ヲ整理シ会務ノ進行ニ遺憾ナカラシメタルハ其ノ功績洵ニ著シキヲ認ム

文政審議會ノ分

文政審議會ハ大正十三年四月勅令第八十五号ヲ以テ設置セラレ内閣総理大臣ヲ総裁トシ文部大臣及委員中ノ一人ヲ副総裁トシ委員五十人以内ヲ以テ組織シ内閣総理大臣監督ノ下ニ其ノ諮詢ニ応ジテ国民精神ノ作興、教育ノ方針、其ノ他文政ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議シ又此等ノ事項ニ関シ内閣総理大臣ニ建議スルコトヲ得ルモノニシテ設置以來昭和十年十二月勅令第三百二十二号ヲ以テ廃止セララルルニ至ル迄十有一年ノ久シキニ亙リ

其ノ諮詢事項十四件ニ対シ何レモ克ク慎重審議ヲ遂ゲ文政上重要ナル諸案件ノ解決ニ寄与シタルハ其ノ業績洵ニ著大ナリトス高等小学校制度ニ関スル件ニ就テハ其ノ国民教育トシテノ本領ヲ發揮セシメ實際生活ニ関スル陶冶ヲ進メ教員組織ニ於テ学級担任制ニ加フルニ教科目担任制ヲ以テスル等高等小学校教育ノ進歩ニ一紀元ヲ劃セシメタルモノナリ

幼稚園令制定ニ関スル件ニ就テハ従来幼稚園ニ関シテ規定スルトコロ僅ニ小学校法令中ノ數箇条ニシテ不備ナルヲ免カレザリシヲ以テ之ヲ改メテ幼稚園独自ノモノトナシ其ノ設置、組織、保育科目、職員組織、保姆資格、設備其ノ他諸般ノ要項ヲ綜合制定シ幼児保育制度ノ確立完備ヲ期スニ至ラシメタルモノナリ青年ノ訓練教養ニ就テハ前ニハ青年訓練所ヲ設ケテ青年ノ教練並ニ公民科及職業科ヲ課シ以テ其ノ心身ヲ鍛鍊シ国民タルノ資質ヲ向上セシムルノ施設ニツキ調査審議ヲ重ネテ翼賛シ後ニハ時勢ノ進運ニ応ジ従来ノ実業補習学校ト前記訓練所トヲ統合シ兩者ノ特質ヲ採入レタル青年学校ヲ設クルノ件ニツキ調査審議ヲ遂ゲテ之ガ成立ニ寄与シ以テ一般青年ニ対スル教育施設ノ進歩發達ヲ促進セシメタルモノナリ

中学校教育ノ改善ニ関スル件ニ就テハ其ノ教育内容ヲ改善シテ生徒教養ノ要旨ヲ定メ国民精神ノ涵養、公民教育、作業教育等ニ関スル課程ヲ整備シ且中学校教育ノ本質及任務ニ稽へ上級学年ニ於テ高等普通教育終結ノ者ニ対スル課程ト更ニ上級学校ニ進学ノ者ニ対スル課程トニ分化セシムルノ制ヲ設クル等中等教育ノ改善ヲ促進セシメタルモノナリ

師範教育制度ノ改正ニ関スル件ニ就テハ前後三回ニ亙リテ師範
 学校ノ修業年限ノ延長及第一部第二部ノ両本位併置制ヲ決シ学
 科課程ヲ改善充実シ尚新ニ専攻科ヲ設クル等小学校教員養成施
 設ノ面目ヲ一新シ其ノ進歩發達ヲ促進セシメ又多年ノ懸案タリ
 シ高等師範学校専攻科卒業者ニ対スル学士ノ称号ニ関スル問題
 ヲ解決スルニ至ラシメタリ

大学令ノ改正ニ就テハ従来大学ヲ設置シ得ベキ公共団体ハ北海
 道及府県ニ限ルノ制ナリシヲ改メ特別ノ必要アル場合ハ市ニ於
 テモ大学ヲ設置シ得ルコトトナシ大都市ノ大学設置ニ関スル問
 題ヲ解決スルニ至ラシム

学校ニ於ケル教練ノ振作ニ関スル件ニ就テハ中等程度以上ノ学
 校ニ陸軍現役將校ヲ配屬シテ学校長ノ指揮監督ノ下ニ学生徒
 ノ教練ニ当ラシムルコトトナシ以テ学校ニ於ケル教練ヲ振作シ
 延イテ国防能力ヲ増進スルニ至ラシム

尚大阪帝国大学設置ノ件ニ関シ慎重審議ヲ遂ゲ其ノ実施ヲ可決
 セリ

右ノ外教育制度ニ関スル重大案件タル義務教育年限延長実施ニ
 関スル件並ニ中等学校ニ於ケル標準教科書編纂ノ件ニ就テハ当
 局ノ議案撤回ニ依リ議決ニ至ラザリシモ慎重精到ナル論議ヲ重
 ネ文政上ノ参考ニ資スルトコロ多大ナルモノアリタリ

叙上教育上重要ナル事項ノ調査審議ニ當リテ総裁、副総裁及委
 員ハ至誠周到事ニ膺リ其ノ淵博ナル識見ヲ傾倒シ協力一致シテ
 国家ノ大局ヨリ事案ノ解決ニ努メ以テ我国文政ノ進運ニ貢獻シ
 タルモノニシテ其ノ功績洵ニ顯著ナリトス又幹事長、幹事及書

記ハ恪勤精勵事ヲ執リ克ク會議ニ関スル庶務ヲ整理シ會務ノ進
 行ニ遺憾ナカラシメタルモノニシテ其ノ功績亦甚ダ著シキヲ認
 ム

枢密院議長從二位勳一等(旭) 原 嘉道

右ハ昭和十二年十二月教育審議會設置ト共ニ委員仰付ラレ後昭
 和十三年二月総裁ノ重責ニ任ジ各員ヲ率キテ會務ヲ總理シ又親
 シク會議ニ臨ミテ議事ヲ整理シ精勵其ノ職ニ膺リ諮問事項ニ関
 スル答申中青年学校教育義務制実施ニ関スル件、国民学校師範
 学校及幼稚園ニ関スル件及中等教育ニ関スル件ノ答申、国語ニ
 関スル件ノ建議ヲ了シ以テ教育ノ刷新振興ニ寄与シタルハ其ノ
 功績洵ニ顯著ナリトス

(中略)

履 歷 書

枢密院議長從二位勳一等(加筆)(旭)原 嘉道
 慶応三年丁卯二月生

明治二四、 五、 二 任農商務省參事官

叙奏任官五等

同 一二、 一一 叙從七位

二五、 四、 一八 叙正七位

二六、 四、 一 依願免本官並兼官

四〇、 五、 二二 法律取調委員被仰付 八、 七、 九 官

制廃止

大正 二、一二、二七 法律取調委員ノ職ヲ奉シ尽力少カラス

同 二、一六 教育審議会総裁被仰付

依テ金杯一組ヲ賜フ

同 七、一 叙従二位

八、七、九 臨時法制審議会委員被仰付

同 九、一四 授旭日大授章法制審議会副総裁及商法改正調査委員会委員長ノ職ヲ奉シ尽力

同 九、二九 法律取調委員ノ職ヲ奉シ尽力少カラス

少カラス依テ旭日大授章ヲ授ケ賜フ

依テ金杯一箇ヲ賜フ

一五、六、二四 任枢密院議長

昭和 二、四、一六 民事訴訟法改正ニ関シ法律調査委員ト

同 七、一二 補議定官

シテ尽力少カラス依テ勲三等瑞宝章ヲ

同 七、五 依願教育審議会総裁被免

授ケ賜フ叙勲三等授瑞宝章

二、四、二〇 任司法大臣

同 五、二 叙正四位

(注記1) (朱書) (簿冊内件名番号)

同 一二、一五 叙従三位

(注記2) 「昭和拾七年拾貳月貳日 物件伝達 (加筆) (木杯五号)」ノ昭和拾七年

同 三、一、二〇 叙勲二等授瑞宝章

拾五月七日 物件伝達 (加筆) (木杯五号保留) (注記3) 「賞勲局上申第三五四号 内閣閣勲第三六四号 五月四日裁可 五月五日施行」

同 四、二一 臨時法制審議会委員ノ職ヲ奉シ尽力少

カラス依テ金杯一組ヲ賜フ

同 四、五、一三 臨時法制審議会廃止ニ依リ同委員ハ消

滅

(注記4) 「勲特収第83号・昭17. 5. 1 受付・賞勲局」 (注記5) 「昭十七. 4. 27・学務」 (注記6) 「昭十七. 4. 27・学務」

同 七、二 依願免本官

六、一二、二六 任枢密顧問官

七、二、一〇 法制審議会副総裁被仰付 昭和十年勅令第三三二号ニ依リ廃止

八、六、一五 叙正三位

一〇、六、一一 叙勲一等授瑞宝章

一一、一二、一〇 教育審議会委員被仰付

一三、二、三 任枢密院副議長